

第15回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月27日(金曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時30分)

場所

東京都千代田区神田美土代町7

住友不動産 神田ビル

ベルサール神田 3階ホール

開催場所が前年と異なりますので、
お間違えのないようお願い申し上げます。

決議事項

議案 定款一部変更の件



お知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日の会場へのご来場は、極力お控えくださいますようお願い申し上げます。
詳しくは4頁をご参照ください。

ごあいさつ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方々、並びに不透明な環境が続く中、困難な状況にある方々に謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社は2022年3月1日で創業15周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆さまをはじめ多くの関係者の皆さまからのご支援、ご指導、ご厚情の賜物であり、衷心より感謝申し上げます。

当社は、これからも引き続き、お客さまの経営・業務課題及び社会課題を解決することで社会に貢献し、社業を発展させてまいります。そして、企業理念をより高い次元で実現し、企業価値を高め続けるよう経営努力を続けていく所存です。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年5月

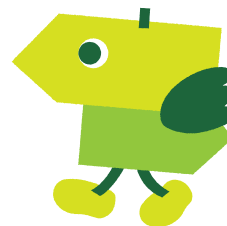
代表取締役社長 蒲原 寧



コーポレート・
アイデンティティ
を刷新

当社は、独自の強みを発揮しながら、より多くのお客さまと地域社会に新たな付加価値を提供し続け、将来にわたりその取り組みを加速させていく方針です。この姿勢を明確にするために、コーポレートロゴマークを変更するとともにマスコットキャラクターを定めました。

Signpost



社名の「サインポスト」は、お客さまや社会に対して「道しるべ」を示して様々な課題を解決する姿勢を表しています。英字の社名の右にある「インタラクティブアロー」は、道しるべをモチーフに社名の略称「SP」で構成されており、Spread（広がり）、Soft（柔軟性）、Person（人）を大切にする意志を示すとともに、二つの矢印が未来に向かって多様な可能性が広がっていることを表現しています。

「えすぴい」は、インタラクティブアローをベースに、当社の姿勢や仕事への想いを具現化したキャラクターです。未来を見通しながら、力強く羽ばたきます。

証券コード 3996
2022年5月11日

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
サインポスト株式会社
代表取締役社長 蒲原 寧

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、書面(郵送)によって事前に議決権を行使いただき、できる限り株主総会当日のご来場を見合わせていただきま
すようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の
うえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月26日(木曜日)午後6時ま
でに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産 神田ビル
ベルサール神田 3階ホール
※ 開催場所が前年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、
お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項 第15期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告及び計算書類の
内容報告の件
決議事項
議 案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://signpost.co.jp/>)に掲載
させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類(5頁～7頁)をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権のご行使をお願い申し上げます。



ご郵送で 議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。

早期投函の
お願い

行使期限までに到着するようお早めにご投函ください。

↑
こちらを切り取ってご返送ください。

行使期限

2022年5月26日(木曜日)
午後6時到着分まで



株主総会に 当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

本冊子ご持参の
お願い

資源節約のため、
本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年5月27日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使書のご記入方法

議 案

- ▶ 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- ▶ 否認の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するご案内

本定時株主総会の開催にあたり、株主の皆さまの新型コロナウイルス感染症への感染リスクを極力低減するため、以下のとおりお願い申し上げます。株主の皆さま及び周囲の安全・安心のため、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■事前の議決権行使のお願い

- ・書面(郵送)によって事前に議決権を行使いただき、できる限り当日のご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。

■当日の株主総会における対応等について

- ・本株主総会当日に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置等が発令されている場合は、当日の体調にかかわらず、できる限りご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご来場される株主さまは、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等、感染防止への十分なご配慮をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際には、マスクの着用、消毒液のご使用及び検温等の感染防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。なお、ご協力いただけない株主さまのご入場をお断りさせていただくことがございます。
- ・会場入口付近で行う検温により発熱があると認められる株主さま、咳等の症状があり体調がすぐれないと見受けられる株主さまにつきましては、入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場内では、感染防止のため座席間隔を広く取っていることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、ご了承ください。
- ・株主総会の議事は効率的な運営に努め、時間の短縮を図ってまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ・当日の株主総会の運営においては、役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。また、使用機材の消毒等の感染防止のための措置を講じさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更等を決定した場合には、速やかに当社ウェブサイト等にてお知らせいたします。

<当社ウェブサイト> <https://signpost.co.jp/>

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、社内に蓄積するDX(デジタルトランスフォーメーション)技術の活用とオープンイノベーションを通じて、地域社会の活性化とサステナビリティに貢献する取り組みを推進しています。こうしたESGの視点を重視した事業活動の推進と事業領域の多様化に柔軟かつ機動的に対応するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うとともに、記載を整理するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理システムの調査、分析、企画、設計、開発、導入、保守、管理及び運用に関するコンサルティング	第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報処理システムの調査、分析、企画、設計、開発、導入、保守、管理及び運用に関するコンサルティング

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前号に関する営業業務のアウトソーシングの受託</p> <p>3. <u>情報処理及び企業経営に関する出版業</u></p> <p>4. <u>情報処理及び企業経営に関する人材育成及び研修業務</u></p> <p>5. <u>ソフトウェアの開発・設計、受託開発及び販売</u></p> <p>6. 一般企業の会計、情報処理、一般事務処理の合理化、文書作成等に関する企画、コンサルティング及びこれらの代行業</p> <p>7. <u>一般及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>8. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>9. <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>10. <u>人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売・保守</u></p> <p>11. <u>人工知能の各種技術の仲介、斡旋</u></p> <p>12. <u>工業所有権、意匠権、著作権などの無体財産権の取得、譲渡及び貸与</u></p> <p>13. <u>電子計算機のソフトウェアの開発、設計、製作、販売及び賃貸</u></p> <p>14. <u>農業機器、栽培・生産管理のソフトウェアの開発、設計、製作、販売及び賃貸</u> <新 設> <新 設> <新 設></p> <p>15. 前各号に附帯する一切の業務 <新 設></p> <p>第3条～第17条 (条文省略)</p>	<p>2. 前号に関する営業業務のアウトソーシングの受託</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>3. <u>情報処理及び企業経営に関する人材育成及び研修業務</u></p> <p>4. <u>電気機械機器、電子機器、ソフトウェアの企画・開発・設計、受託開発、販売、賃貸、修理及び保守</u></p> <p>5. 一般企業の会計、情報処理、一般事務処理の合理化、文書作成等に関する企画、コンサルティング及びこれらの代行業</p> <p>6. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>7. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>8. <u>経営コンサルタント業</u></p> <p>9. <u>人工知能に関する各種プログラム技術の研究、企画・開発、販売及び保守</u></p> <p>10. <u>人工知能の各種技術の仲介、斡旋</u></p> <p>11. <u>特許権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、譲渡及び貸与</u> <削 除></p> <p>12. <u>農業機器、栽培・生産管理のソフトウェアの開発、設計、製作、販売、賃貸、修理及び保守</u></p> <p>13. <u>農林水産物、食品の生産、加工及び販売</u></p> <p>14. <u>前各号の業務に関する仲介、斡旋、調査、研究、企画、コンサルティング、出版、イベント、広告関連事業</u></p> <p>15. <u>前各号の代理業、仲立業及び問屋業</u></p> <p>16. <u>前各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>17. <u>前各号に掲げるもののほか、会社の目的の達成及び社会課題を解決するために必要な事業</u></p> <p>第3条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第19条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第19条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、通期では景気の持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令が社会経済活動に大きな影響を与えました。また、世界的な半導体不足や感染症の流行等による供給制約、エネルギーや原材料価格の高騰等によって先行きを見通しにくい状況が続きました。

当社がコンサルティングサービス及びソリューションサービスを提供する金融業界では、銀行各行は政府による積極的な支援策の下でコロナ禍にある企業の資金繰りを支えています。一方で、低金利による厳しい収益環境への対応として、業務コストの削減や金融以外のビジネスの拡大等の収益力強化に取り組むとともに、競争力強化をねらった合従連衡が加速しています。イノベーション事業の製品・サービスの主な提供先である小売・サービス業界では、新型コロナウイルス感染症による影響は業種業態によって大きく差があるものの、ウィズコロナに備えた取り組みを進めています。

このような環境の中、コンサルティング事業では、金融に関連する幅広い業態で基幹システムのプロジェクトマネジメント支援やITを活用した業務改善プロジェクトの推進支援等の需要が増加し、同時にその内容も多様化していくと見込んでおり、サービスの質向上及び採用と人材育成の強化に取り組んでまいりました。この一環として、新規顧客の開拓と受注拡大をねらい、保険業の支援に特化した部門を新設しました。また、幅広くプロジェクト推進へのサポートや助言を専門にする部門を新設し、ノウハウの共有・活用の促進を通じた提案力の強化と取引関係の深耕に取り組んでまいりました。ソリューション事業では、業務改善ソリューションの開発や次世代DXソリューションを活用したサービスの営業活動を推進してまいりました。イノベーション事業では、設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」の技術を活用した新製品・新サービスの開発に取り組み、書籍販売に特化した「ワンダーレジ-BOOK」と低価格のコンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」の販売を開始しました。

関連会社の株式会社TOUCH TO GO(以下、「TTG」という。)は、無人決済システム「TTG-SENSE」及び狭小地向けの「TTG-SENSE MICRO」を中心に小売店舗の生産性向上に寄与する製品の開発、販売に取り組んでまいりました。この一環として、TTGは、無人決済システムのビジネス拡大を目的に株式会社ファミリーマート(以下、「ファミリーマート」という。)、東芝テック株式会社及びグローリー株式会社と資本業務提携するとともに、KDDI株式会社のコーポレートベンチャーキャピタル「KDDI Open Innovation Fund 3号」からの出資を受けました。また、当社は、TTGとファミリーマートのさらなる連携強化を目的に、当社が保有するTTG株式の一部をファミリーマートに譲渡しました。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は2,119百万円(前期比4.0%増)となりました。利益面では、減価償却費が減少したことを主因に売上原価が減少したことや研究開発費を中心に販売費及び一般管理費が減少したこと等により営業損失378百万円(前期は営業損失596百万円)、経常損失382百万円(前期は経常損失611百万円)、TTG株式の売却益を特別利益に計上する一方で、固定資産の減損損失を特別損失に計上したことにより当期純損失291百万円(前期は当期純損失786百万円)となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。
(コンサルティング事業)

基幹システムの更改・統合のプロジェクトマネジメント支援やIT部門のプロジェクト推進の支援業務が増加しました。また、既存業務の増員要請に対して、主に中途採用による増員等で応えてまいりました。新設部門においては、主に第3四半期会計期間以降、保険業界・新設銀行等の新規得意先の増加や既存得意先からの受注の増加等があった一方で、期初から要員を厚くしたことで費用が膨らみました。これらの結果、売上高は2,003百万円(前期比4.3%増)、セグメント利益は344百万円(前期比11.2%減)となりました。

(ソリューション事業)

ITシステムの構築及び投資に関するアドバイザー業務のほか、業務改善ソリューションの開発を完了し、月次サービスとして提供を開始しました。また、事業性評価サービス等の月次サービスを提供しました。一方で、減収影響による売上総利益の減少があったほか、新規受注獲得に備えて必要な体制を維持しました。これらの結果、売上高は99百万円(前期比11.3%減)、セグメント損失は61百万円(前期はセグメント損失118百万円)となりました。

(イノベーション事業)

ワンダーレジ、ワンダーレジ-BOOK及びEZレジの設置や販売が増加しました。また、得意先金融機関から、人追跡技術を活用した店舗内の動線や混雑状況を可視化するソリューションの開発と技術検証業務を受託しました。加えて、TTG-SENSE等の無人決済システムの設置が増加したことで、ロイヤリティの受け取りが増加しました。研究開発活動については、ワンダーレジ-BOOKとEZレジの開発、ワンダーレジ等の運用に関するシステムの開発及び改良に取り組みました。これらの結果、売上高は16百万円(前期比355.5%増)、セグメント損失は328百万円(前期はセグメント損失598百万円)となりました。

事業の部門別売上高

事業別	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)
コンサルティング事業	1,921,541千円	2,003,287千円
ソリューション事業	112,297	99,598
イノベーション事業	3,555	16,194

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、57百万円であります。

その主なものは、業務改善ソリューションの開発及び貸与を目的にした無人AIレジ及びセルフレジの製作等によるものであります。

3. 資金調達の状況

2020年8月20日に第三者割当の方法により、いちよし証券株式会社を割当先とした第8回新株予約権が当事業年度中に4,806個行使され506百万円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社は、創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を事業活動における最上位概念に、これを目指すための当社のあり方を示した企業理念と、当社が社会にもたらす価値や行動指針を示した使命を定めています。当社は、これらの経営の基本方針を高いレベルで実践することを通じて中長期的に企業価値を高めるとともに、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

① 創業理念

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

② 企業理念

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

③ 使命

「お客さまの一員として、時代のその先に」

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) サステナビリティへの取り組み

サステナビリティを巡る課題に対応することは、当社の基本的な価値観に合致するものと考えています。当社は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みや持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する施策を加速するため、サステナビリティ推進の基本方針を次のように決めました。

【サステナビリティ推進の基本方針】

創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、地球環境や社会基盤をより豊かにし、後世に受け渡していくために持続可能な社会の実現に貢献します。

(環境に対する考え方)

新しい生命を育む基盤となる地球環境を守り、次世代に引き継ぐ責任を果たすために、ステークホルダーとの連携を通じて、あらゆる場面で環境の保全に取り組みます。

(社会に対する考え方)

社会からの感謝の言葉を最大の喜びに、グローバルな視点で社会インフラの発展と地域社会の活性化に取り組んでまいります。

全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。

(ガバナンスに対する考え方)

誠実な行動、公正で透明性の高い企業統治、ステークホルダーとの建設的な対話によって、社会の一員として信頼される企業であり続けます。

この方針の下、環境・社会・ガバナンスの視点からの課題を、経営上の重要な課題の一つと捉え、持続的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 2023年2月期の見通し

2023年2月期は、これまで中長期的な成長に向けて蒔いてきた種から収穫を得ていくとくと位置付けています。

コンサルティング事業は、2022年2月期第3四半期会計期間から新設部門が堅調に受注を増やしています。2023年2月期は、通期で新設部門の売上高の増加が寄与するほか、地域銀行とそのグループ会社、投資運用会社及びクレジットカード会社等の得意先からの受注も堅調に推移する見込みです。コンサルティングサービスとソリューションサービスをより柔軟に組み合わせ、さらに付加価値の高いサービスを提案していく方針です。

イノベーション事業は、ワンダーレジ-BOOKとEZレジの営業活動の成果が表れ、販売数を大きく伸ばす計画です。加えて、保有技術を活用したソリューションの開発を受託しており、開発の進捗や成果に応じて売上を計上する予定です。

当社は、DXに関する技術やノウハウの事業化及びオープンイノベーションを通じた事業創出並びにこれらの推進力の強化を目的に、2022年3月1日に「DX・地方共創事業部」を新設しました。2022年2月期から当該事業部の前身となるチームを立ち上げて地方共創の取り組みに賛同する仲間づくりやビジネスモデルの考案と試行、得意先開拓に取り組んでおり、創設初年度から一定の売上を確保する見込みです。

なお、新型コロナウイルス感染症の再拡大や海外情勢の変化が当社事業に与える影響は限定的と考えています。一方で、半導体不足によって、ワンダーレジ-BOOKやEZレジの製造及び販売が制約を受ける可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2020年2月期から2022年2月期にかけて、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しています。また、2022年2月期末の現金及び現金同等物は前事業年度末に比べて増加したものの、営業キャッシュ・フローは2期連続のマイナスとなりました。

2023年2月期の業績見通しは、営業利益26百万円、経常利益22百万円及び当期純利益16百万円を見込んでおり、収益の大幅な改善を計画していますが、営業キャッシュ・フローは3期連続でマイナスとなる見込みです。一方で、2022年2月期末の現金及び預金は1,342百万円であり、2023年2月期に計画する営業キャッシュ・フローのマイナス、設備投資及び借入金の返済等に必要な資金は十分に確保していることから、事業継続に支障はないと判断しています。

これらの状況から、2021年2月期末以降、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していると認識していますが、財政面では、事業計画で予定する当面の支出を充たす手元資金を有しています。また、コンサルティング事業の業績が堅調に推移することやワンダーレジ-BOOKとEZレジの拡販によって、引き続き、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第12期 (2019年2月期)	第13期 (2020年2月期)	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)
売上高(千円)	2,684,846	2,122,272	2,037,394	2,119,080
経常利益又は経常損失(△)(千円)	269,260	△207,603	△611,160	△382,888
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	203,666	△260,807	△786,862	△291,848
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	19.90	△24.13	△69.78	△23.08
総資産(千円)	1,952,369	2,079,730	2,149,695	2,300,292
純資産(千円)	1,304,587	1,023,036	1,309,392	1,539,362
1株当たり純資産額(円)	121.57	93.72	107.96	120.57

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社TOUCH TO GO	東京都港区	100百万円	39.02%	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売

(注) 資本金及び議決権比率は、当事業年度末時点の数値であります。

7. 主要な事業内容(2022年2月28日現在)

事業	主要サービス
コンサルティング事業	金融機関や公共機関向けプロジェクトマネジメント支援、IT部門支援
ソリューション事業	バッチ処理高速化サービス、事業性評価サービス、e電子便
イノベーション事業	人工知能(AI)を利用した無人AIレジの研究開発及び文字認識技術等の研究開発事業

8. 主要な営業所及び工場(2022年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市中央区
沖縄支社	沖縄県那覇市

9. 従業員の状況(2022年2月28日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
152名	17名増	36.2歳	4.8年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者は含んでいません。

10. 主要な借入先(2022年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	70,000千円
株式会社りそな銀行	56,658
株式会社きらぼし銀行	56,658
株式会社第四北越銀行	29,731

2 会社の株式に関する事項(2022年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 35,600,000株
2. 発行済株式の総数 12,767,671株
3. 株主数 7,314名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
蒲 原 寧	3,267,902株	25.60%
道しるべ株式会社	1,400,000	10.97
奥 井 裕 介	1,020,000	7.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	515,600	4.04
西 島 康 隆	379,367	2.97
武 田 陽 三	325,700	2.55
小 阪 健 雄	260,000	2.04
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	238,533	1.87
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	214,290	1.68
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	162,700	1.27

(注) 自己株式は保有しておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、当社取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的に譲渡制限付株式報酬を支給しています。

当事業年度中に交付した株式は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	10,991株	5名
社外取締役	1,080	2

(注) 譲渡制限付株式報酬は、監査役には支給していません。

3 会社の新株予約権等に関する事項(2022年2月28日現在)

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

当社使用人の保有する新株予約権の状況

	第7回 新株予約権
発行決議日	2016年7月25日
区分	使用人
保有者数	16名
新株予約権の数	80個
新株予約権の目的 となる株式の数	32,000株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個 当たりの発行価額	無償
権利行使時1株 当たりの行使価額	42円
権利行使期間	2018年5月23日から 2026年5月22日まで
新株予約権の行使 の条件	(注)3

(注)1. 2017年7月31日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 2018年3月1日付で、1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2022年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲 原 寧	
専務取締役	西 島 康 隆	金融・公共ソリューション事業部長
常務取締役	西 島 雄 一	コーポレート本部長
常務取締役	富 澤 一 憲	イノベーション事業統轄
取 締 役	笠 置 哲 敬	金融・公共ソリューション事業部副事業部長 兼 カードソリューション部長 兼 ソリューション事業創造部長
取 締 役	植 田 俊 道	株式会社ホンキイトンク 代表取締役 サンバイオ株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 弘 明	
常勤監査役	奥 井 裕 介	
監 査 役	石 黒 和 彦	株式会社セブン銀行 常勤監査役
監 査 役	藤 宮 宏 章	株式会社フジ総研 代表取締役社長 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役植田俊道氏及び小林弘明氏は社外取締役であります。
2. 監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役植田俊道氏及び小林弘明氏、監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
4. 取締役植田俊道氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役石黒和彦氏は金融機関における長年の経験があり、また、株式会社セブン銀行において取締役及び監査役の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年5月28日開催の第14回定時株主総会において、富澤一憲氏が取締役に、また奥井裕介氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
7. 2021年5月28日開催の第14回定時株主総会最終の時をもって、取締役奥井裕介氏及び監査役小松清氏は任期満了によって退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は植田俊道氏、小林弘明氏、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員、監査役全員、執行役員全員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて2021年2月15日開催の取締役会において以下のとおり決定しています。

(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員報酬等の方針

当社は、創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成します。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとします。

報酬の水準は、外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準とすることとしています。

② 取締役の報酬

a. 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の報酬額は個人の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して決定し、月額固定の金銭報酬として支給しています。

b. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として譲渡制限付株式を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は、業績、財政状態及び経営環境等を勘案するとともに、各取締役の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して、基本報酬の20%を上限に支給します。

取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当を受けるものとします。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以上とし、譲渡制限期間の満了又は所定の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

なお、取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限が解除されていない譲渡制限株式を無償で取得します。

③ 監査役の報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

(2) 報酬等の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員指名並びに報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役小林弘明氏を委員長とし、代表取締役社長蒲原寧氏及び社外取締役植田俊道氏で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を高めています。

取締役の報酬について、取締役会は、指名・報酬委員会に報酬等の体系、水準、個人別の報酬等の内容、これらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その答申を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の具体的な金額は、指名・報酬委員会で協議することを条件に代表取締役社長蒲原寧氏に一任しています。代表取締役社長は取締役会の決定に基づき、各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。これらの権限を委任する理由は、当社全体の事業の状況や取り巻く経営環境、また、当社の将来像を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、指名・報酬委員会が適切に関与する手続きを経て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に応じて、指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

(3) 当事業年度に係る報酬額の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	合計
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	105,675千円 (9,600)	8,039千円 (719)	113,714千円 (10,319)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	11,700 (7,200)	— (—)	11,700 (7,200)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	117,375 (16,800)	8,039 (719)	125,414 (17,519)

(注) 1. 使用人兼務取締役はありません。

2. 取締役の基本報酬額は、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与は含まない)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)とし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役の報酬は基本報酬のみであり、監査役の報酬等の額は2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とすることが決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 譲渡制限付株式報酬は、当社の株式であり、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。また、当事業年度における交付状況は「[\[2\]会社の株式に関する事項](#) 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。
6. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年5月28日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでいます。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役植田俊道氏は、株式会社ホンキートンクの代表取締役及びサンバイオ株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ホンキートンク及びサンバイオ株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

監査役石黒和彦氏は、株式会社セブン銀行の常勤監査役を兼務しております。株式会社セブン銀行と当社の間には特別の関係はありません。

監査役藤宮宏章氏は、株式会社フジ総研の代表取締役社長及びARアドバンステクノロジー株式会社の社外取締役を兼務しております。株式会社フジ総研及びARアドバンステクノロジー株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役及び社外監査役の主な活動状況は以下のとおりです。

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
植田俊道	20回中 20回	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、役員を選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。
小林弘明	20回中 20回	金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員会を主導し、役員を選解任及び報酬の透明性の向上に貢献しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 社外監査役

氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
石黒和彦	20回中 20回	14回中 14回	金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見に加えて、金融機関の監査役を務めており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。
藤宮宏章	20回中 20回	14回中 14回	会社経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(ご参考)

取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社では、取締役及び監査役が備えるべき知識や知見などについて、以下のように取りまとめました。

企業経営・事業推進のためのスキル	企業経営	企業の代表者又は組織等の運営責任者の経験
	業界知見	事業展開する分野・領域に関する知見
	ICT・DX	最新テクノロジーの知見及びそれを活用した事業企画の経験
経営基盤の確立・強化のためのスキル	財務会計・ファイナンス	実務経験及び専門性
	コンプライアンス・リスク管理	実務経験及び専門性
	人事・労務	実務経験及び専門性
持続性を高めるための視点・経験	ガバナンス・サステナビリティ	持続的成長を実現するためのガバナンスの知見
	多様性	異業種を営む企業の役員経験等の多様性

当社が特に重要視する個々の取締役及び監査役のスキルは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位等	企業経営	業界知見	ICT・DX	財務会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスク管理	人事・労務	ガバナンス・サステナビリティ	多様性
蒲原 寧	代表取締役社長	●	●					●	
西島 康隆	専務取締役 金融・公共ソリューション 事業部長		●	●			●		
西島 雄一	常務取締役 コーポレート本部長				●	●	●		
富澤 一憲	常務取締役 インバースジョン事業統轄	●	●	●					●
笠置 哲敬	取締役 金融・公共ソリューション 事業部副事業部長		●	●					
植田 俊道	社外取締役(独立役員)				●	●		●	●
小林 弘明	社外取締役(独立役員) 指名・報酬委員会委員長	●				●		●	●
奥井 裕介	常勤監査役		●			●	●		
石黒 和彦	社外監査役(独立役員)				●	●		●	●
藤宮 宏章	社外監査役(独立役員)	●		●		●			●

(注) 「当社における地位等」は2022年5月11日現在のものを記載しています。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,240千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,240

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、3千万円又は法令が定めるいずれか高い額としております。

6 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

- (1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び社員に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。
 - ④ 法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、社員が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置、運営する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保管、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- ① 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。
 - ② リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施する。また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。
 - ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務執行取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。
- ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき社員を置く。当該社員の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得る。

(7) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び社員は、当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名及び社外取締役2名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しています。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しています。

(2) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めています。監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しています。

(3) 経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に属する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うため経営会議を設置しています。経営会議は常勤取締役及び部長以上の者で構成しており、監査役は任意により出席できるものとしています。毎月1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しています。

(4) 指名・報酬委員会

当社は、指名並びに報酬の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、取締役会の諮問に応じ、取締役、監査役及び執行役員の人事及び報酬等に関する事項について審議、答申しています。

(5) 内部監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のほか、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的実施しています。

品質管理部の担当者それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めています。

(6) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としています。監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しています。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っています。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しています。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入し、それぞれ表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,699,562	流動負債	493,999
現金及び預金	1,342,152	買掛金	152,340
売掛金	278,063	1年内償還予定の社債	20,000
リース投資資産	424	1年内返済予定の長期借入金	74,300
製品	606	未払金	36,466
仕掛品	5,043	未払費用	33,143
原材料及び貯蔵品	12,800	未払法人税等	18,572
前渡金	9,828	未払消費税等	42,095
前払費用	43,078	前受金	3,918
その他	7,959	預り金	8,362
貸倒引当金	△395	賞与引当金	104,628
固定資産	600,730	その他	171
有形固定資産	0	固定負債	266,930
建物	9,263	社債	30,000
減価償却累計額	△9,263	長期借入金	138,747
建物(純額)	0	退職給付引当金	85,165
工具、器具及び備品	27,503	資産除去債務	13,017
減価償却累計額	△27,503	負債合計	760,930
工具、器具及び備品(純額)	0	(純資産の部)	
レンタル資産	2,216	株主資本	1,539,362
減価償却累計額	△2,216	資本金	1,176,078
レンタル資産(純額)	0	資本剰余金	1,095,018
無形固定資産	0	資本準備金	1,095,018
ソフトウェア	0	利益剰余金	△731,735
投資その他の資産	600,730	利益準備金	7,339
投資有価証券	7,193	その他利益剰余金	△739,075
関係会社株式	541,950	繰越利益剰余金	△739,075
長期前払費用	36	純資産合計	1,539,362
その他	51,551	負債・純資産合計	2,300,292
資産合計	2,300,292		

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,119,080
売上原価	1,530,388
売上総利益	588,692
販売費及び一般管理費	967,364
営業損失	378,672
営業外収益	1,024
受取利息	13
受取保険金	920
その他	91
営業外費用	5,240
支払利息	1,993
株式交付費	2,963
その他	283
経常損失	382,888
特別利益	233,396
関係会社株式売却益	232,200
補助金収入	1,196
特別損失	137,723
減損損失	137,723
税引前当期純損失	287,215
法人税、住民税及び事業税	4,730
法人税等調整額	△96
法人税等合計	4,633
当期純損失	291,848

株主資本等変動計算書(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	913,874	832,814	832,814
当期変動額			
新株の発行	5,359	5,359	5,359
新株の発行 (新株予約権の行使)	256,845	256,845	256,845
当期純損失			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当期変動額合計	262,204	262,204	262,204
当期末残高	1,176,078	1,095,018	1,095,018

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,339	△447,226	△439,886	1,306,801	2,590	1,309,392
当期変動額						
新株の発行				10,719		10,719
新株の発行 (新株予約権の行使)				513,690		513,690
当期純損失		△291,848	△291,848	△291,848		△291,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△2,590	△2,590
当期変動額合計	-	△291,848	△291,848	232,560	△2,590	229,970
当期末残高	7,339	△739,075	△731,735	1,539,362	-	1,539,362

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

b. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

b. 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～5年

レンタル資産 5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

a. 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

b. 自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

② 新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当年度計上額
関係会社株式	541,950千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の減損処理の要否については、将来の事業計画に基づく回収可能性により判定しています。当事業年度末時点において関係会社株式の実質価額は著しく低下していないため、関係会社株式評価損は計上していません。実質価額が著しく低下し、将来の不確実な経済条件の変動などによって将来の事業計画に基づく回復可能性がない場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 7,275千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 1,678千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,104,200株	663,471株	一株	12,767,671株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 651,400株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行 12,071株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項(但し、権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 32,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	32,037千円
退職給付引当金	26,077千円
未払事業税	4,238千円
未払費用	4,956千円
資産除去債務	3,986千円
税務上の繰越欠損金	255,013千円
減価償却超過額	6,081千円
減損損失	44,446千円
ソフトウェア評価損	16,503千円
投資有価証券評価損	3,921千円
その他	13,488千円
繰延税金資産小計	<u>410,752千円</u>
評価性引当額	<u>△410,752千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>

(繰延税金負債)

繰延税金負債合計	<u>-千円</u>
繰延税金資産純額	<u>-千円</u>

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については、将来の投資に対する待機資金として、流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入により調達しています。また、デリバティブ取引については、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,342,152	1,342,152	—
② 売掛金	278,063	278,063	—
資産計	1,620,215	1,620,215	—
① 買掛金	152,340	152,340	—
② 未払金	36,466	36,466	—
③ 未払法人税等	18,572	18,572	—
④ 未払消費税等	42,095	42,095	—
⑤ 社債(1年内償還予定の社債を含む)	50,000	49,888	△111
⑥ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	213,047	212,664	△382
負債計	512,522	512,029	△493

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等、④ 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式 541,950 千円

投資有価証券(非上場株式) 7,193 千円

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めていません。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額 541,950千円

持分法を適用した場合の投資の金額 592,445千円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 △166,128千円

(注) 当事業年度において、上記の金額のほか、第3者割当増資による持分変動利益372,447千円が発生しています。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 港区	100,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 39.0 (注)1	出向者の 派遣	出向料等の受 取(注)2	51,753	その他 流動資産	6,429

(注)1. 株式会社TOUCH TO GOの資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。

2. 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 120円57銭

1株当たり当期純損失 23円08銭

12. その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
クラウドサービス 事業用資産	東京都中央区	ソフトウェア仮勘定	97,252
		ソフトウェア	19,052
		計	116,304
イノベーション事業 事業用資産	東京都中央区	工具、器具及び備品	203
		レンタル資産	840
		建設仮勘定	5,414
		計	6,458
共用資産	東京都中央区	建物	1,251
		工具、器具及び備品	1,857
		ソフトウェア	8,299
		長期前払費用	3,552
		計	14,961
合計			137,723

当社は、資産グループは原則として事業セグメント単位とし、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としています。また、独立したキャッシュ・フローを個別に見積ることが可能な資産又は資産グループについては、個別にグルーピングしています。資産、資産グループ又は共用資産を含むより大きな単位に減損の兆候がある場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失を認識した場合には帳簿価額と回収可能価額との差額を特別損失に計上しています。

事業用資産及び共用資産において、収益性の低下による減損の兆候が認められた資産、資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について将来の回収可能性を検討した結果、回収可能性が認められなくなったものにつき、減損損失を認識しました。

なお、減損を認識した資産、資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位の回収可能価額は使用価値により測定しています。使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定していますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しています。

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 和充
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サインポスト株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

サインポスト株式会社 監査役会

常勤監査役 奥井裕介 ㊟

社外監査役 石黒和彦 ㊟

社外監査役 藤宮宏章 ㊟

以上

持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献



当社は、持続可能な社会の実現に貢献する取り組みの強化を目的に、サステナビリティ推進の基本方針を定めました。

当社の理念や使命の実践とサステナビリティを巡る課題に対応することは、創業来からの当社の基本的な価値観と合致するものであると考えています。環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の視点を取り入れた経営施策を強化することを通じて、より一層、サステナブルな社会の実現と「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献するとともに、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

金融ITシステムの コンサルティングサービスを通じた 社会インフラの強化



ATMやインターネットバンキング、預金、振込、ローン等あらゆる金融サービスはITシステムを介して提供されており、社会経済活動を支えるインフラの一部として機能しています。また、社会経済の高度化には、金融サービスの進化と低コスト化、同時にそれらを支える信頼性の高いITシステムが欠かせません。

当社は、創業以来、お客様のIT部門の一員として、金融ビジネスの核となるITシステムを起点に、お客様の経営課題・業務課題を解決するコンサルティングサービスを提供しています。お客様とともに強い使命感をもって金融サービスとそれを支える金融ITシステムのあるべき姿に向き合い、豊富な経験とノウハウを活用して金融インフラの強靱化と金融サービスへのアクセスを容易にすることに貢献しています。

再生可能素材を利用した製品開発



設置型AI搭載レジ「ワンダーレジ」と書籍販売用の「ワンダーレジ-BOOK」は、その筐体に100%再生可能な特殊な強化ダンボールを使用しています。この特殊なダンボールは、極めて強度が高く、長期の使用にも耐えられる耐久性があります。一方で、通常のダンボールと同様に軽量の素材で、加工性や外装デザインの自由度も高く、ワンダーレジの商品性を高めています。これらの利点を活かして、軽量かつコンパクトな荷姿で輸送時のCO2削減と廃棄時のリサイクル率の向上に寄与しています。当社は、今後も、社会の生産性向上と持続可能性の向上を両立するサービス・製品の開発に取り組んでまいります。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産 神田ビル
ベルサール神田 3階ホール

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



交通の
ご案内

地下鉄 都営新宿線「小川町駅」、東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」、丸ノ内線「淡路町駅」 B 6 出口徒歩 2 分
東京メトロ銀座線「神田駅」 5 番出口徒歩 6 分

J R 線 「神田駅」 西口徒歩 7 分

※駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席に関するお願い

新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、ご協力をお願いいたします。

マスクを
ご着用ください。

体調がすぐれない場合は、
ご無理のないご判断をお願いいたします。

お土産等のご用意はございませんので、何卒ご了承ください。

